

## 第23回大空町農業委員会総会議事録

平成28年4月22日 第23回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

2番 石田 正俊	4番 早川 敏幸	5番 苫米地 正幸
6番 辻 功	8番 田中 秀雄	9番 川野 静雄
11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟	14番 岩原 秀嗣
16番 石田 敦	17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄
19番 岡内 祐一	20番 丹羽 真治	21番 江口 美世司
22番 石原 せつえ	23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二
25番 山神 正信		

#### (2) 欠席者

1番 長尾 照幸	3番 井上 良幸	10番 小久保 謙
13番 長谷川 伸一	15番 晴山 棋一郎	

### 2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥 主査 渡邊 豪 主事 安念 真人

第 2 3 回大空町農業委員会総会議事録

(午後 3 時 30 分)

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第 23 回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程 2 に基づきまして、農業委員憲章を朗読いたします。</p>
委員	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦労様でございます。</p> <p>昨日から温度が上がりまして、今日でかなり畑も乾いて農作業もだんだん忙しくなろうかと思ひます。</p> <p>14 日に熊本を中心とした地震の関係で、まだ数名の方は連絡が取れないという状況を、テレビ等から聞こえてきております。お亡くなりになりました方々には、ご冥福をお祈りいたします。また被災されて、避難生活をしてられる方に対しても、お見舞いを申し上げたいと思ひます。</p> <p>先達て、20 日には農業年金の総会、また担い手育成センターの総会と、各委員さんに於かれましては、大変ありがとうございます。</p> <p>4 月からまた事務局の方も、あとで連絡の方があろうかと思ひますが、1 部変わっております。</p> <p>昨日、北見の方に用事があつて行きますと、美幌、端野辺りで玉葱を植える作業が始まっております。大空町でも始まっている方もおられるのかなと思っております。</p> <p>昨日、小清水の会長さんが、ビートをもう植えた人もいるんだよという話もされておりました。これから本当に忙しくなろうかと思ひます。</p> <p>農業委員の活動はもちろんでありますけれども、農作業には十分に注意されまして、仕事を進めて頂きたいと思ひます。</p> <p>また、本日第 23 回総会、ご審議を頂きますよう宜しくお願い致します。この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>3 月 25 日開催の第 22 回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第 23 回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後 3 時 37 分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p>

作田局長	<p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、19名であります。長尾委員、井上委員、長谷川委員、小久保委員、晴山委員から欠席の旨の連絡がありました。「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第8号までの合計25件であります。以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、19番岡内委員、20番丹羽委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、現在、子に使用貸借しておりましたが、贈与したいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。なお、この申請に係る農地の図面につきましては、親子間の贈与のため省略しております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、親子間の贈与の案件であり、今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

	<p>これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番から3番について譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第1号所有権移転関係2番から3番説明朗読】</b> この件につきましては、売主はすでに離農しており、今回新たに売買したいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。 本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1ページから3ページまでに掲載しております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第1地区丹羽副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
丹羽副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。また、今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われれます。以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番から3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係2番から3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 4 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成 28 年 4 月 22 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 2 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの農地法 4 条の申請があった案件であります。</p> <p>本件については、4 月 14 日に第 3 地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存倉庫の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第 4 条第 2 項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。なお、この申請に係る図面を、4 ページから 5 ページに掲載しておりますのでご参照願います。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第 3 地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>
藤野委員長	<p>当案件につきましては、4 月 14 日に第 3 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。以上です</p>
山神会長	<p>これより 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり</p>

	<p>農地法第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第3号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に穀類乾燥調製貯蔵施設を建設したいとの農地法5条の申請があった案件であります。</p> <p>事業の実施主体は○で行いますが、土地は○が所有することから申請人が○ではなく、○となっております。</p> <p>本件については、4月12日に第4地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。なお、この申請に係る図面を、6ページから10ページに掲載しておりますのでご参照願います。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては4月12日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。以上です</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号利用権設定転関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に農家住宅を建設したいとの農地法5条の申請があった案件であります。</p>

	<p>本件については、4月14日に第3地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存住宅の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。なお、この申請に係る図面を、11ページから14ページに掲載しておりますのでご参照願います。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>
藤野委員長	<p>当案件につきましては4月14日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。以上です</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番から2番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第4号利用権設定1番から2番説明朗読】</b></p> <p>1番から14番までのすべて更新となっております。そのため、図面を省略しております。</p>

山神会長	借主の経営面積は 22.2ha、労働力は 3 人です。以上でございます。  これより利用権設定関係 1 番から 2 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の利用権設定関係 1 番から 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 4 号利用権設定関係 3 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、33.5ha、労働力は 4 人です。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の利用権設定関係 3 番について採決します。本案は、 原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 4 号利用権設定関係 4 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、57.1ha、労働力は 3 人です。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)



山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第4号利用権設定関係5番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、45.0ha、労働力は2人です。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係5番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係6番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第4号利用権設定関係6番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、103.3haです。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係6番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係7番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第4号利用権設定関係7番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、28.6ha、労働力は4人です。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係7番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係8番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第4号利用権設定関係8番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、115.9ha、労働力は4人です。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係8番について質疑に入ります。
田中委員長	はい。
山神会長	田中委員長。
田中委員長	単価的にいちぐるしく低い単価になっているんですけども、これにはそれ相当の理由があるのかもしれない。 その理由を聞かせてほしい。
山神会長	今、単価の関係で。
永倉代理	それでは、私の方から。 最初は何ぼか高かったんですけども、○の方から、いくらでもいいですよという事であったものですから、状況が傾斜地で小さい畑もありますので、こういう金額にしたということでもあります。

山神会長	よろしいでしょうか。
田中委員長	はい。
山神会長	その他ございますか。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係8番について採決します。本案は、 原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係9番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第4号利用権設定関係9番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、24.0ha、労働力は3人です。以上でございます。  これより利用権設定関係9番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係9番について採決します。本案は、 原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係10番について提案理由の説明を求めます。渡邊主 査。
渡邊主査	<b>【議案第4号利用権設定関係10番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、40.6ha、労働力は1人です。以上でございます。

山神会長	これより利用権設定関係 10 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の利用権設定関係 10 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 11 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 4 号利用権設定関係 11 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、5 番で説明のとおりです。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 11 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の利用権設定関係 11 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により○委員の退席を求めます暫時休憩とします。 (午後 4 時 5 分)
	(○委員退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 12 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。 (午後 4 時 6 分)
渡邊主査	<b>【議案第 4 号利用権設定関係 12 番説明朗読】</b>

	借主の経営面積は、35.4ha です。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 12 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の利用権設定関係 12 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (午後 4 時 7 分)
	(○委員着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 4 時 8 分) 次に利用権設定関係 13 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 4 号利用権設定関係 13 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、36.7ha です。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 13 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の利用権設定関係 13 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により○委員の退席を求めます暫時休憩とします。 (午後 4 時 9 分)

	(○委員退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後4時10分) 次に利用権設定関係14番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第4号利用権設定関係14番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、39.1ha、労働力は3人です。以上でございます。  これより利用権設定関係14番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係14番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (午後4時11分)
	(○委員着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後4時12分) 次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 <b>【議案第5号1番説明朗読】</b> この件につきましては、すでに転用し、農業用倉庫が建設されている箇所です。4月15日に第5地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、施設用地であり、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、15ページに掲載しており

	ますのでご参照願います。以上でございます。
山神会長	この件について現地調査された第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。
江口委員長	当案件につきましては4月15日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。以上です。
山神会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第5号2番説明朗読】</b> この件につきましては、4月14日に第3地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、16ページに掲載しておりますのでご参照願います。以上でございます。
山神会長	この件について現地調査された第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。
藤野委員長	当案件につきましては、4月14日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。以上です。
山神会長	これより2番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第6号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第6号「下限面積(別段の面積)の設定について」平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなった。 また、「農業委員会の適正な事務実施について」(20 経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから、今年度の下限面積(別段の面積)について、次のとおり設定したいので審議を求める。 平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 <b>【議案第6号説明朗読】</b>
山神会長	これより質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第7号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。



<p>渡邊主査</p>	<p>提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p> <p>議案第7号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価について」農林水産省通知「農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号)」の3の規定に基づき、農業委員会活動の「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」について審議を求める。平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第7号別紙説明朗読】</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第8号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>議案第8号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」農林水産省通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付け27経営第2933号)」の2の規定に基づき「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」審議を求める。平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第8号別紙説明朗読】</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。これより議案第8号について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【報告1号説明朗読】</b></p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>次に報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。事務局の説明を求めます。作田局長。</p>
作田局長	<p>報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」大空町農業委員会事務局規定により次のとおり事務局職員を任免したので報告する。平成28年4月22日提出 大空町農業委員会会長 山神 正信。</p> <p><b>【報告第2号説明朗読】</b></p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、宜しくお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時30分)</p>